

## 5月全国合宿研究会 資料6

### 保育所、児童厚生施設に関する国の基準はどのように定められているか

① 2011年5月に交付された「地域主権第1次一括法」（略称）により、2011年10月から「児童福祉施設最低基準」は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」となり、国の基準に従って「地方条例化」することになった。「地方条例化」とは、都道府県・政令市・中核市が条例で児童福祉施設の基準を定めるということ。保育所の基準では、「職員配置基準」と「居室面積基準」のみが「従うべき基準」となり、その他は「参酌基準」となった。ただし、「職員配置基準」「居室面積基準」も待機児童が多く、地価の高い都市は基準の緩和が認められることになっている。

（参考資料） 横浜市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例（2013年4月施行）  
保育所に関する基準の項目は別紙

② 保育所は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（省令）のほかに、児童福祉法施行令（政令）で保育士養成施設の指定等を定め、児童福祉法施行規則（省令）で保育士の試験科目などを定めている。

児童厚生施設は、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則には特に定めたものはない。  
学童保育は、児童福祉法施行令に実施基準が定められている。

（参考） 日本国憲法（憲法）  
児童福祉法（法律）  
児童福祉法施行令（政令） ※ 政令は内閣が制定する命令  
児童福祉法施行規則（省令） ※ 省が制定する命令（厚生労働省令）  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（省令）

（参考） 児童福祉法（抜粋）

第45条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

### （資料） 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」

#### 第五章 保育所

##### （設備の基準）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第九十四条第二項において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。（略）

（保育所の設備の基準の特例） 略

（職員）

第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人につき一人以上）、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上）とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

（保育時間）

第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

（保育の内容）

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

（保護者との連絡）

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（公正な選考）

第三十六条の二 就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

（利用料）

第三十六条の三 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料（以下この条において「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）

に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

## 第六章 児童厚生施設

### (設備の基準)

第三十七条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

### (職員)

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

- 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(略)

### (遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第三十九条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もつて地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

### (保護者との連絡)

第四十条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

## (参考) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例

### 第5章 保育所

(設備の基準)

(設備の基準の特例)

(職員)

(保育時間)

(保育の内容)

(業務の質の評価等) ※この項目が追加されている

(保護者との連絡)

(公正な選考)

(利用料)

### 第6章 児童厚生施設 ※国の基準と同じ

(設備の基準)

(職員)

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

(保護者との連絡)